

国際教養大学における外国の大学との提携に関する規程

平成19年6月5日
理事長決定
規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学学則第41条第1項の規程に基づき、外国の大学との提携に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 提携とは、国際教養大学(以下「本学」という。)と外国の大学との間で学生交流、教職員交流、その他の教育及び研究に関する交流に関し、文書により合意の確認を行うことをいう。

(提携の決定)

第3条 本学教職員から提案のあった提携は、教育研究会議で審議のうえ、教育研究会議及び大学経営会議に諮り、学長が決定する。

(提携の発効)

第4条 提携の発効する日は、学長又は学長の指名する者と外国の大学の代表者又はその代理人が署名する文書において定めるものとする。

2 提携が発効した場合は、その旨を本学教職員及び学生に速やかに周知するものとする。

(事務処理)

第5条 提携に関する事務は、事務局国際センターにおいて行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、外国の大学との提携に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。